



権利としての教育無償化

渡部, 昭男

(Citation)

経済, 291

(Issue Date)

2019-12

(Resource Type)

article

(Version)

Accepted Manuscript

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90006711>



権利としての教育無償化

渡部 昭男（神戸大学教授）

はじめに——考え方の転換・変化

「バスが（完全に）停車するまで席を立たずにお待ち下さい」といったアナウンスが当たり前になっている。筆者の住む神戸では、バギーやベビーカーに乳幼児を乗せたままの乗降も可能である。高齢者も多く、ゆっくりと移動し乗り降りする。また、バス停に車いす利用者が待っていると、運転手さんが降りて簡易スロープを渡し、所定スペースの座席を畳んで、車いすをベルトで固定する。安全を確認し、スロープを収納してから動き始めるが、これまた日常の姿となっている。

多くの人を速く運ぶ効率優先の考えが支配的な時代には、早めに席を立て降車口まで進み、迷惑をかけないように直ぐに降りるのが常であったが、今は走行中や停車前に席を立てようとすると「危険ですから座っていて下さい」と諭される。怪我をさせない運行こそが大事（会社経営上も合理的）であるという、安全優先の考え方に転換したと見てよい。その背景には、高齢者や障がい者、ベビーカー等利用者などの交通弱者の移動権・交通権を保障しようとする思想や運動の広がりがある。「権利としての教育無償化」についても、これに類似した変化が起こりつつある。

1. 動き始めた漸進的無償化

① 大学評価学会の設立と田中昌人論文

大学評価学会（<http://www.unive.jp/>）は、2004年度からの国立大学の法人化と大学評価の法的義務づけを前に、学問の自由と大学の自治を守り発展させる多様な視点からの大学評価のあり方を検討する目的で、2004年3月28日に京都で設立された。学生・青年の権利保障と発達保障を志向し、国際人権A規約13条2項(b)中等教育・(c)高等教育の「無償教育の漸進的導入」に着目して、研究運動を展開してきた。

初代共同代表の一人である田中昌人（1932-2005）は、本誌2005年3～5月号に連載した論考「日本の高学費をどうするか——『無償教育の漸進的導入』の課題」に加筆修正して同名の出版を行った（新日本出版社2005）。青色の帯には、「ひろがる経済的格差、学びたい若者の未来を奪うものはだれか！／重い教育費負担の現状と打開の道を、国際人権規約の『無償教育の漸進的導入』をキーワードに実証的に解明。」と、白抜き文字で記されている。

11月に田中は没するが、13条問題特別委員会として活動は継承された（渡部昭男2016「第16章：無償教育 『無償教育の漸進的導入』の探究」『人間発達研究の創出と展開：田中昌人・田中杉恵の仕事を通して歴史をつなぐ』群青社）。

② 国際人権A規約13条問題特別委員会の声明

2011年の末、韓国ではソウル市立大学校（大学校は総合大学の呼称）が翌12年度から登録金を半額化するらしいという情報が舞い込んだ。2011年10月のソウル市長補欠選挙で、野党統一候補の朴元淳弁護士が市立大の学生団体と協定を結んで、登録金半額化を公約の一つに掲げて当選したのである。学会として調査に赴くことになり、2012年2月に訪韓した。

帰国後、韓国側（参与連帯）より呼びかけがあり、13条問題特別委員会として共同声明に参加した（2012年3月2日、学会HP「韓国－米国－日本が連帯した大学学費問題に関する3月2日公表の声明について」、または大学評価学会『高等教育における「無償教育の漸進的導入」：授業料半額化への日韓の動向と連帯』晃洋書房、2013、pp.76-78）。そこでは、A規約13条の「無償教育の漸進的導入」部分に係る留保撤回を求めるとともに、①「大学等授業料の半額化」（約1兆円）、②「高等教育予算のGDP比率1.2%化」（約6兆円）という具体的な提案を行った（試算については、渡部昭男2013「日本における『無償教育の漸進的導入』の運動の進展」<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/90001726.pdf>、日本語スライド14）。

2012年9月11日、様々な取り組みに押されて、日本政府は留保撤回を国連に通告した。日本国が「漸進的無償化」原則に拘束されることを国際的に表明したのである。当初は戯言^{たわ}と一蹴された漸進的無償化が、ようやく動き始める根拠を得たと言えよう。

2. 教育無償化の法原理

① 法原理を三層構造でとらえる

現在、教育無償化の法原理は三層構造となっている。①国の最高法規（憲法98条1項）としての日本国憲法、②誠実遵守の義務（憲法98条2項）がある条約・国際法規、そして③法律の中の基本法、すなわち教育基本法である。

権利としての教育無償化は、直接的には①の日本国憲法14条（平等権）、25条（生存権）、26条（教育を受ける権利）、②の児童権利条約28条（教育の権利）、国際人権A規約13条（教育への権利）、③の教育基本法4条（教育の機会均等）から導かれる（条文参照）。

② 拡大拡充過程としてとらえる

教育無償に係わっては授業料無償説、法定範囲無償説、修学費無償説がある。教育基本法5条が義務教育（国公立）における授業料不徴収を定めているように、少なくとも授業料不徴収が無償の最低ラインとなろう。これに対して、授業料にとどまらず学用品や教科書代など修学に必要なすべての経費を個人負担させないというのが、修学費無償である。

ところで、現在、義務教育段階の教科書は無償である。このように、修学費の完全無償にまでは達しなくても、授業料不徴収をこえて無償の範囲を法定できる。授業料に関しても、義務教育に加えて高校段階でも無償化が進み、大学等でも減免制度がある。授業料不徴収を最低ラインとして、無償範囲を拡大し、権利保障を拡充していく過程にある。

3. 義務教育段階の教育無償化

① 授業料不徴収——教育を受ける権利と無償の原則

国公立の小中学校は授業料不徴収となっている（教育基本法5条）。これまで有償とされた私立学校に関しても、「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」（2017-21年度、http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1385578.htm）が打たれている（年収400万円未満かつ資産保有額600万円以下の世帯が対象、最大で年額10万円の授業料を減額〔学校が代理受領〕）。兼子仁『教育法〔新版〕』（有斐閣1978）は、義務教育無償は「親の就学義務に見合う特別な措置」ではなく、「教育を受ける権利に原理的に対応する国の義務教育無償義務」であるとしている。そして、私立についても、

「国民に私学で教育をうける権利が保障される以上・・・無償原理に沿うように助成措置によって低くとどめられなければならないであろう」としていた（pp.236-238）。40年前の著作の指摘が、今に生きようとしている。

② 教科書無償に関する法律

国公立を問わず、義務教育段階の教科用図書は無償給付となっている（義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律1962.3.31公布、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律1963.12.21公布）。高校段階には及んでおらず、A規約に係る第3回政府報告書（2009年12月）に対する社会権規約委員会の総括所見（2013年5月17日）において、「入学金及び教科書代」も高校無償化に含めるようにと勧告されている（外務省「仮訳」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000053172.pdf>、パラグラフ29）。

③ 就学奨励制度と就学援助制度

特別支援教育就学奨励費（特別支援学校への就学奨励に関する法律 1954.6.1 公布）は、特別支援学校の幼児・児童・生徒（幼稚部・高等部を含む）または特別支援学級・通級指導を利用する児童・生徒を対象に、通学費、給食費、教科書費、学用品費、修学旅行費、寄宿舎日用品費、寝具費、寄宿舎からの帰省費などの該当費目・支援額を認定して支弁する制度である。

就学援助（就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律 1956.3.30 公布、など）は、教育基本法にある修学困難者への「奨学の措置」（2006 年改定法、1947 年法では「奨学の方法」）の義務規定を受けた学校教育法 19 条「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」との定めを受けて実施されるものである。生活保護法に定める要保護者及び市町村が認めた準要保護者を対象に、学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、医療費、学校給食費、クラブ活動費、生徒会費、PTA 会費を援助する。

申請主義に基づく制度であることから、権利主体が自覚的に活用することが肝要である。沖縄県では、「就学援助制度について」（<https://www.pref.okinawa.jp/edu/shien/syuugakuenzuyo.html>）のページで各市町村にリンクを張るとともに、「安心して学べる環境づくり シュウガクエンジョ」（https://www.pref.okinawa.jp/edu/shien/documents/leaflet_1.pdf）のカラフルな一枚チラシを作成し、テレビCM 4 種、ラジオCM 3 種を流して、積極的な活用を県民に促している。

④ 生活保護制度（教育扶助・生業扶助）

憲法 25 条の生存権規定は、森戸辰男の強い意志によって挿入された（NHK スペシャル「日本国憲法誕生」<https://www6.nhk.or.jp/special/detail/index.html?aid=20070429>、塩田純『日本国憲法誕生：知られざる舞台裏』日本放送出版協会 2008）。教育扶助制度は生活保護法の定める 8 種類の扶助の一つであり、義務教育を受けるために必要な学用品費等に関して一定額を支払うが、教育扶助に含まれない項目は就学援助制度でカバーする。高校段階では生業扶助で賄うことになる。

⑤ 市町村の試み

国立国会図書館「国会会議録検索システム」（<http://kokkai.ndl.go.jp/>）で検索すると、第 197 回国会の参議院文教科科学委員会で、次のような質疑が行われていることが分かる（会

議録第 6 号、2018 年 12 月 6 日、質問者：吉良よし子議員）。

○政府参考人（永山賀久君） 御指摘の昭和 26 年 3 月 19 日、参議院文部委員会ですけれども、辻田政府委員から以下のような発言がございます。／冒頭部分省略しますけれども、以下、発言内容ですが、「要するに義務教育を教育として実施する場合に必要な経費はこれは公共のほうから出しまして、義務教育を受ける立場からはこれは無償とすることといたしたいというふうな理想を持つておるわけでございます。即ちその内容といたしましては、現在は授業料でございますが、そのほかに教科書とそれから学用品、学校給食費というふうな、なおできれば交通費というふうなことも考えておりますが、」、以下でございますけれども、省略させていただきます。

（中略）

○政府参考人（永山賀久君） 平成 29 年度に文科省が実施した調査によりますと、調査を実施しましたのは 1,740 自治体ですけれども、そのうち、学校給食費を無償化している自治体数でございますが、小学校、中学校共に無償化を実施している自治体が 76 自治体、それから小学校のみ無償化を実施している自治体が 4 自治体、中学校のみ無償化を実施している自治体が 2 自治体となっております。

このように、授業料不徴収、教科書無償からさらに踏み込んだ施策が市町村等で広がりつつある。朝日新聞は「給食費や副教材費も・・・『完全無償化』じわり拡大」という見出しの記事を配信している（2016 年 9 月 10 日、<https://www.asahi.com/articles/ASJ913SXWJ91UTIL014.html>）。また、政令・中核市として初めて明石市は 2020 年度から中学校の給食費を無償にするという（神戸新聞 2019 年 9 月 28 日付「明石市、中学給食無償化へ 政令・中核市で全国初 来春、所得制限なし」<https://www.kobe-np.co.jp/news/kyouiku/201909/0012740275.shtml>）。

4. 高校教育段階の教育無償化

① 授業料負担支援（就学支援金）

現在の高等学校等就学支援金制度（高等学校等就学支援金の支給に関する法律 2010.3.31 公布、2013.12.4 改正）には所得制限があるが、法律の附帯決議には将来的な所得制限の撤廃が盛り込まれている。また、所得制限を導入する際の第 185 回国会（2018 年 10～12 月）の会議録を見る限り、「普遍主義」から「選別主義」に後退させる意図はないと、建て前上は押し通している。そして、「無償教育の漸進的導入」の留保撤回のもとにおいて、あくまでも進め方の優先順位とその理由づけ、予算規模と財源、具体的な制度設計、私学への支援のあり方などの範囲での見直しであるとの答弁に終始している（渡部昭男 2011『『無償教育の漸進的導入』に係る政策変容：高校授業料無償化を中心に』『龍谷大学社会科学研究年報』(41)、同 2014「高校授業料無償化法の見直しに係る論点：『無償教育の漸進的導入』条項の留保撤回と遵守』『龍谷大学社会科学研究年報』(44)）。

そうした経緯からは、所得制限撤廃より先に、私立高校等の授業料負担支援が先行しているとみることできる。文部科学省（平成 30 年度）「都道府県別私立高校生への授業料等支援制度」（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/10/30/1343868_06_1_1_1.pdf）によると、2018 年度において私立高校生（全日制）への授業料等支援を何らかの形で実施していた都道府県（高等学校等就学支援金への

上積み・横出し)は46にも及ぶ。そうした背景もあって、2020年度から年収約590万円未満世帯の生徒を対象に私立高校の平均授業料を勘案した上限額に引上げることが予定されている(文部科学省『私立高等学校の授業料の実質無償化』について) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1418201.htm)。この「年収約590万円未満世帯」の指標は、「子どものいる世帯の収入のおよそ中央値」として導入されたものであるが、大阪府立・市立大学の2020年度からの無償化案においても用いられている。私立高校に続いて、公立大学の授業料の無償化を進める指標にもなりつつある。

さらに、国の制度として他に、失職・倒産等による「家計急変への支援」や高等学校等中途退学者が再び高等学校等で学び直す「学び直しへの支援」、在外教育施設の高等部への生徒への支援がある。

② 就学援助制度(奨学給付金)

就学援助制度の高校版が、高等学校等奨学給付金制度(高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)2014年度～)である。本制度は、年収約270万円未満の世帯を対象に、授業料以外の教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費、修学旅行費等について都道府県が行う高校等奨学給付金事業に対して、国がその経費の一部を補助する形である(文部科学省「高校生等奨学給付金」http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1344089.htm)。

③ 貸与型奨学金

貸与型奨学金は、2005年度より一括交付金に含めて日本学生支援機構から都道府県に移管されたものである。「公益財団法人〇〇県育英会」などの名称の組織が運営していることが少なくないが、この「育英」の用語には問題点がある。すなわち、教育法令研究会『教育基本法の解説』(国立書院、1947)は、「これまでのような英才教育的意味の強い『育英』ではなく、広く『奨学』の方法を講じなければならない」(p.44)と述べている。

この点に関わって興味深いのは、前述の第185回国会において、都道府県における「成績要件」の定めを改善する国としての一定の働きかけの必要性が指摘され、「学力も含めた支給要件の緩和」について指導助言したい旨の答弁があった(衆議院文部科学委員会、会議録第3号、2013年11月6日、質問者：稲津久議員、答弁者：西川京子副大臣)。

④ 都道府県・市町村の試み

都道府県によっては、授業料等の減免措置、遠距離通学や離島僻地修学の補助を行うところがある。鳥取県南部町は、「町に高校はないが高校生は居る」との観点から2014年度より少子化対策の一貫として高校生等の通学定期券及び回数券の購入経費を一部補助しており(<https://www.town.nanbu.tottori.jp/admin/kyouikuiinkai/e312/>)、通学用自転車積込み込める改造バス(民間)も運行している。

5. 大学等教育段階の教育無償化

① 「社会全体であなたの学びを支えます」

2010年に高校授業料無償化を導入した際のキャッチコピーは、「社会全体であなたの学びを支えます」である。当時のこの文言は、現在の文部科学省HPでは巧みに隠蔽されているが、『平成21年度 文部科学白書』の表紙デザインの意匠説明として「社会全体であなたの学びを支えます/平成22年4月『公立高等学校の授業料無償化・高等学校等就学

支援金制度』ポスター・リーフレットより」(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab200901/detail/1296696.htm) という形で発見できる。各都道府県 HP では、「高等学校等就学支援金旧基準（文部科学省リーフレット）」の画像、または説明文として削除されずに掲載され続けている。

2010 年までは、「高校は有償であり、授業料を各自が支払うことは仕方のないこと」という諦めがあった。しかし、残された課題はあるとは言え、高校無償化は不可逆的に漸進しており、高校教育段階において日本社会は「受益者負担」から「社会全体の負担」へと認識に漸進しているとみてよい。これを大学等教育段階までさらに延長できるのか、これからが正念場と言えよう。

② 漸進的無償化プログラム（高等教育版）の提起

筆者らは「漸進的無償化」科研費研究（2015-17）の一環として、教育学と経営学とが共創する形で「漸進的無償化プログラム（高等教育版）」を提示した（渡部昭男ほか 2017『『漸進的無償化プログラム』の中間提案：教育学と経営学による共創作業』『日本教育学会大会研究発表要項』76、https://www.jstage.jst.go.jp/article/taikaip/76/0/76_96/_pdf/-char/ja）。

「A 学費／B 奨学金・学生ローン等／C 修学支援／D 就労支援・生活保障」という4つの区分においてトータルに、「①国／②都道府県／③市区町村／④大学・学校法人／⑤民間」という5つのレベルにおいて相補的に、漸進的無償化を進めようというものである（表参照）（渡部昭男 2018「後期中等・高等教育における「無償教育の漸進的導入」の原理と具体策（3）2016-17 年度の研究成果と課題：漸進的無償化プログラムの提言にむけて」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』11(2)、<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81010229.pdf>）。

③ 漸進的無償化立法を求めて人権救済申立

2018 年、「漸進的無償化」科研グループの有志で「中等教育及び高等教育の漸進的無償化立法を求める会」（<https://mushou.jinken-net.org>、代表世話人：重本直利・三輪定信、以下「求める会」）を結成し、11 月 1 日、日弁連へ人権救済申立を行った。被害者は、中等教育・高等教育段階で修学する意思及び能力があるにも拘わらず、主に経済的な負担のために①進学を断念した、②中途退学を余儀なくされた、③修学のための費用を得るための労働等により修学のための時間を奪われるなど充実した学生生活を送ることができない、または④修学のための負債の返済に困難を抱える人々であり、加害者は国である。

人権侵害の内容として①高等教育における経済的負担、②経済的負担による高等教育の機会の不均等、③中等教育における経済的負担と教育への権利の侵害を指摘した上で、権利侵害である理由として①中等教育及び高等教育の機会均等は人権として保障されるべきこと、②国に人権侵害にあたる義務違反（作為義務違反、不作為義務違反）のあることを、申し述べた。

④ 人権（ヒューマンライツ）としての Right to Education

残念ながら今回の申立については、「人権救済」事案としては受理されるには至らなかった。しかし、日本国憲法の「教育を受ける権利」、児童権利条約の「教育の権利」、国際人権 A 規約の「教育への権利」をトータルに、人権（ヒューマンライツ）として捉える方向性は、日弁連とも一致している。

日弁連は「若者が未来に希望を抱くことができる社会の実現を求める決議」(2018年10月5日、https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil_liberties/year/2018/2018_3.html、英語版もあり)を出し、シンポジウム「普遍主義の国、スウェーデンに学ぶ」(2018年11月30日、<https://www.nichibenren.or.jp/event/year/2018/181130.html>)、第62回人権擁護大会第2分科会シンポジウム「今こそ、国際水準の人権保障システムを日本に！～個人通報制度と国内人権機関の実現を目指して～」(2019年10月3日、<https://tokuben.or.jp/wp/wp-content/uploads/ee73505ae9b21d497ec56cb878ab5d0a.pdf>)を開催するなどしている。

「漸進的無償化」科研でお招きしたユネスコ人権平和職で国際人権法が専門のフォン・クーマンズ教授(Fons Coomans、オランダ・マーストリヒト大学)は、国際人権A規約の「教育への権利」をまず人権(ヒューマンライツ)として捉える重要性を述べている。教授は、「教育への権利」はまず、第一に、人格を形成し、人生・生活をコントロールし、社会に貢献し、社会を統治するなど、人々に力を与え強める「エンパワーメントの権利」であるとする。加えて、第二に、働く権利、健康への権利、政治参加の権利など他の諸権利を享受するうえで「鍵になる権利」であるとしている(フォン・クーマンズ2018「教育への権利の完全な実現にむけて」<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81010074.pdf>、「漸進的無償化」科研2018年1月28日シンポジウム)。また、「A規約は法的拘束力をもつ」が、一方で「実行させることは困難を伴う」とも指摘している。

⑤ 漸進的無償化促進法(仮称)の提案と省令改正

日本では、「教育への権利」を人権とするまでには至っていない。「求める会」では引き続き、立法措置その他のすべての適当な方法により、A規約13条2項(b)(c)の完全な実現を漸進的に達成するために、国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、行動をとる義務があることを確認し、その迅速な実現のために中等教育及び高等教育の漸進的無償化を促進する法案(仮称)の立法を含め、その他適切な措置をとるよう求めている(<https://mushou.jinken-net.org/>、2019年4月1日『「漸進的無償化促進法(仮称)」の提案(討議資料)」)。

筆者個人としては、2012年の留保撤回により拘束されることとなった「漸進的無償化」原則を踏まえて、「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」(2004年文部科学省令第16号)の早急な改定を訴えたい。

第一に、第10条「授業料等の上限額等」において標準額の120%まで許容する規定が、国立大学の授業料値上げを容認(ないし奨励)しており、これは国際人権規約に係る締約国の義務である「尊重・保護・充足」及び「後退禁止」要請への違反である。第二に、入学金の廃止である。OECD資料において、日本と同じく「高授業料・低補助」に区分されていた韓国では、「大学生が体感可能な授業料負担軽減の推進」策が進行している(キム・フンホ2019「文在寅政府2年、教育政策の変化：教育の公共性強化及び高等教育の質の向上政策を中心に」<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81011677.pdf>、「漸進的無償化@日韓」科研2019年6月8日特別企画(1))。大学の入学金に関して国家が実費分を補填する措置の下に、国公立大学は2018年に廃止となり、私立大学は2022年度までに段階的廃止に向かっているという。

おわりに——人格の自由な発展、幸福追求の尊重

現在進行している就修学支援策は、何らかの形で「人材養成・確保」と結びついている。国家的には、消費増税の使途変更とセットになった生産性&人づくり革命のもとで「人材への投資」が強力に謳われている。一方、地方に目を転じて、少子高齢化対策や地方創生の観点から「未来への投資」「若者への投資」が素朴に支持されている（医師・看護職・介護職・保育士などへの修学資金、返還免除・返還支援策、私立大学の公立大学への転換、公立大学の無償化、UIJ ターン対応策など）。お金を出すから口も出すというように、国・地方を問わず「人材養成・確保」の絡みで「学問の自由」（憲法 23 条）を脅かす事態が^{しゅつたい}出来している。

「人生百年時代」が到来し、（高等）教育を「人材養成・確保」に接合して論じる次元からのパラダイム転換が必要な時期に来ているのではなかろうか。筆者は近著のタイトルを『能力・貧困から必要・幸福追求へ』（日本標準 2019）とした。「教育への権利」を人格の自由な発展へのニーズ、幸福追求の尊重（憲法 13 条、新解釈としての自己人生創造希求権を含む）から論じてみたいとの思いからである。巻末には、「人生に彩りを添え、自身を豊かにするためのライフシフト」、「常に好奇心を持って、学びたいことを、学びたいときに、誰もが大学等で学べる……ような社会」、「幼児教育から高等教育までが特殊装備ではなく、子育て・教育の標準装備として、社会全体のささえによって提供される……そのような若者と社会の未来をひらく教育無償化」を述べた。ご一読いただけると幸いである。

【謝辞】

本稿は、JSPS 科研費 15H03474（基盤研究 B、2015-17、略称「漸進的無償化」科研）及び 19K02864（基盤研究 C、2019-21 予定、略称「漸進的無償化@日韓」科研）の研究成果の一部である。

付図

漸進的無償化プログラム（高等教育版）の枠組み（渡部昭男2017）						
	区分	国レベル	都道府県 レベル	市区町村 レベル	大学・学校 法人レベル	民間 レベル
A 学費	A1: 学費自体の軽減化					
	A2: 学費減免制の拡充					
B 奨学 金・ 学生 ロー ン等	B1: 給付型奨学金の拡充					
	B2: 無利子学生ローンの改善 ・成績要件の緩和 ・所得連動返還型 ・返還免除／・猶予 ・救済制度 等					
	B3: 有利子学生ローンの縮減					
	B4: 学内勤労奨学金等の拡充 ・学生雇用 ・SA、TA、RA 等					
C 修学 支援	C1: 学習費の支援 ・教科書代補助 ・実験実習費補助 ・留学費補助 ・学会活動費補助 等					
	C2: 学生生活費の支援 ・学生寮の整備・拡充 ・家賃補助(学割拡大を含む) ・交通費補助(学割拡大を含む) ・まかない費補助(百円朝食)等					
D 就労 支援 生活 保障	D1: 就労支援 ・就活・インターンシップ費支援 ・起業経費支援 等					
	D2: 生活保障 ・生活保護制度 ・若者手当／年金 等					

条文

日本国憲法 [衆議院 HP]

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2・3 略

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

児童権利条約 [厚生労働省 HP]

第 28 条

1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機會の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

(c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。

(d) (e) 略

2・3 略

国際人権 A 規約（社会権規約） [外務省 HP]

第十三条

1 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に、締約国は、教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきことに同意する。

- 2 この規約の締約国は、1 の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。
- (a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとすること。
 - (b) 種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとすること。
 - (c) 高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとすること。
 - (d) 基礎教育は、初等教育を受けなかった者又はその全課程を修了しなかった者のため、できる限り奨励され又は強化されること。
 - (e) すべての段階にわたる学校制度の発展を積極的に追求し、適当な奨学金制度を設立し及び教育職員の物質的条件を不断に改善すること。

3・4 略

教育基本法〔文部科学省 HP〕

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2・3 略

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。